

# 電子契約の導入について

大子町では、契約手続きの効率化及び利便性の向上を図るとともに、更なる行政サービスの効率化のため、令和7年4月1日から建設工事等の一部について、「電子印鑑GMOサイン」による電子契約を導入しますのでお知らせします。

入札に参加される事業者の皆様につきましては、その導入の趣旨を御理解いただき、円滑な電子契約の運用に御協力をお願いします。

なお、電子契約はインターネットと電子メールが利用できる環境があれば、町へ電子契約利用申出書を提出することで利用可能です。メールなどの通信料に関しては費用負担が発生しますが、町へ来庁する等の必要はありません。

また、特別なソフトや電子証明書等の発行は必要なく、電子契約手続きが可能です。

## 1 電子契約のメリット

- ・ 契約事務の手間の削減（印刷、製本、郵送、押印等の作業）
- ・ 費用の削減（収入印紙代、郵送代、封筒代）
- ・ 時間の削減（契約締結までの郵送や役場来庁等に要する時間）

## 2 電子契約の開始時期

令和7年4月1日から

## 3 電子契約の対象範囲

区 分	入札方式	対象範囲
建設工事	一般競争	設計金額 5,000 千円以上のもの
	指名競争	
建設コンサル	一般競争	設計金額 500 千円以上のもの
	指名競争	

※電子入札対象範囲に合わせて、電子契約の導入を開始します。

※物品購入、役務の提供等については、電子契約の対象外となります。

(裏面に続く。)

#### 4 御用意いただくもの

(1) 電子契約に対応可能なパソコン

(仕様：推奨)

OS	Windows10 (32bit 又は 64bit) 以上、MacOS13.0 以上
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari
その他	契約書等が閲覧できるソフトウェア (PDF)

#### 5 電子契約又は書面による契約の手続きについて

電子契約が対象であることを入札公告等で物件ごとに明示しますので、入札に参加する事業者様で電子契約手続きを希望する場合は、電子契約利用申出書 (町様式\_電子契約利用申出書) を町へ提出していただきます。

また、これまでどおり書面による契約書での手続きを希望する場合は、電子契約利用申出書の提出は不要です。従いまして、入札に参加する事業者の皆様におかれましては、いずれかの手法において契約手続きをお願いします。

#### 6 電子保証について

電子保証とは、契約保証、前払金保証 (中間前払金保証を含む) における保証証書の電子化のことです。大子町では、電子契約の導入に合わせ、事業者様が東日本建設業保証株式会社と各保証証書の手続きを行う場合は、電子化された保証証書の提出を可能とします。

電子契約同様、事業者様側の判断で電子保証での手続きをしていただくか、これまでどおり書面による保証証書の手続きをしていただくか、いずれかの手法において保証証書の提出をお願いします。

**【問合せ】**

大子町役場財政課契約管財担当

TEL 0295-72-1119